河川使用届

年　　月　　日

　兵庫県阪神北県民局長　様

　（宝塚土木事務所長）

使用者　住所（所在）

　　　　　　氏名（名称）

　　　　　　　　担当（職：氏名）

　　　　　　連絡先

次のとおり、河川（河川管理用通路など）を使用したく届出します

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用箇所 |  | | |
| 日時及び期間 |  | | |
| 目的及び内容 |  | | |
| その他  　使用機材  　使用車両  　安全対策  など |  | | |
| 鍵の貸受 | 鍵番号 | № 本 | 確認者 |
| 貸出日 | 年　　　　月　　　　日 | 確認者 |
| 返却　　　予定日 | 年　　　　月　　　　日 | 確認者 |
| 返却日 | 年　　　　月　　　　日 | 確認者 |

上記の届け出に対して、次のとおり条件を付して受付します。

１　使用者は、河川法及び関係法令等を遵守すること。

２　使用者は、届出内容に従うとともに、変更する場合は事前に兵庫県阪神北県民局長（以下「県」という。）に届け出ること。

３　県が必要とするとき、又は使用者が条件に違反したときは、県は使用を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が発生しても、県は一切その賠償の責を負わない。

４　使用者は、河川管理施設その他の工作物に損傷を与えたときは、直ちに県に届け出て、使用者の費用で県の指示するとおり、すみやかに復旧しなければならない。

５　使用者は、近隣住民などから苦情があった場合には、自ら責任をもって対応すること。

６　使用者は、県又は第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに県に届出なければならない。この場合、使用者がすべてその賠償の責に負うものとする。

７　使用者は、使用中その周辺の環境美化に努めること。